

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）		旧	
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用 語	定 義	用 語	定 義
にんじんジュース	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ若しくはあんずを破砕して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものと（以下「かんきつ類等の搾汁」という。）又はかんきつ類、うめ若しくはあんずを破砕して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したもの（以下「濃縮かんきつ類等」という。）を加えたもの又はこれに食塩、はちみつ、砂糖類若しくは香辛料（以下「調味料」という。）を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁、濃縮かんきつ類等及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%未満のもの</p>	にんじんジュース	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ若しくはあんずを破砕して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものと（以下「かんきつ類等の搾汁」という。）又はかんきつ類、うめ若しくはあんずを破砕して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したもの（以下「濃縮かんきつ類等」という。）を加えたもの又はこれに食塩、はちみつ、砂糖類若しくは香辛料（以下「調味料」という。）を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁、濃縮かんきつ類等及び調味料の原材料に占める重量の割合が3%未満のもの</p>
にんじんミックスジュース	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ及びあんず以外の果実を破砕して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものと（以下「果実の搾汁」という。）又はにんじん以外の野菜を破砕して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものと（以下「野菜の搾汁」という。）を加えたものであって、果実の搾汁及び野菜の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの</p> <p>2 1にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、果実の搾汁、野菜の搾汁、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあつては、調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%未満のものに限る。）</p> <p>3 にんじんの搾汁にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%以上であり、かつ、にんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあつては、調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%未満のものに限る。）</p>	にんじんミックスジュース	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ及びあんず以外の果実を破砕して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものと（以下「果実の搾汁」という。）又はにんじん以外の野菜を破砕して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものと（以下「野菜の搾汁」という。）を加えたものであって、果実の搾汁及び野菜の搾汁の原材料に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあつては、調味料の原材料に占める重量の割合が3%未満のものに限る。）</p> <p>2 1にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、果実の搾汁、野菜の搾汁、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあつては、調味料の原材料に占める重量の割合が3%未満のものに限る。）</p> <p>3 にんじんの搾汁にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料に占める重量の割合が3%以上であり、かつ、にんじんの搾汁の原材料に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあつては、調味料の原材料に占める重量の割合が3%未満のものに限る。）</p>

(にんじんジュースの規格)

第3条 にんじんジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	(略)
添 加 物	(略)
(略)	

(にんじんミックスジュースの規格)

第4条 にんじんミックスジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	(略)
添 加 物	(略)
(略)	

(にんじんジュースの規格)

第3条 にんじんジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	食品添加物以外 の原材料 (略)
	食 品 添 加 物 (略)
(略)	

(にんじんミックスジュースの規格)

第4条 にんじんミックスジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	食品添加物以外 の原材料 (略)
	食 品 添 加 物 (略)
(略)	